

対象年度		令和 4年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		介護給付等費用適正化事業						予算事業名		介護給付等費用適正化事業費			
予 算 科 目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	介護保険法				
			03	03	03	1601	経常経費						
総合計画体系	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分	主要事業					
	高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり												
	高齢者福祉の総合的な推						担当課係等	介護福祉課					
事業期間		継続 (平成18年度～ 年度)											
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
介護保険給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度を維持する。							県と市町村が一体となって介護給付適正化事業を推進するため、平成20年度に「茨城県介護給付適正化プログラム」を策定し、現在は第5期 (令和3～5年度) 計画を実施している。						
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】							【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】						
介護給付適正化主要5事業を実施 ・要介護認定の適正化 (調査員研修・意見交換等) ・ケアプランの点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) ※予算措置 (事務費等) ・住宅改修等の点検 (現地確認) ・医療情報との突合・縦覧点検 (国保連合会委託) ※予算措置 (事務費等) ・介護給付費通知 ※予算措置 (事務費等)							介護サービス利用者及びサービス事業者						
上記主要5事業のうち3事業を予算化。 給付費通知は利用者の利用状況の確認及び事業者からの不正請求の抑止のために年3回通知。							【事業をとりまく環境の変化】 介護給付の適正化を図ることにより、適切な介護サービスを提供するとともに、不適切な給付が削減されることは持続可能な介護保険運営を行うために必要である。						
【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】					
介護給付費通知 年3回 ケアプラン点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) 年3事業所程度 医療情報との突合・縦覧点検結果の確認 随時				介護給付費通知 年3回 ケアプラン点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) 年3事業所程度 医療情報との突合・縦覧点検結果の確認 随時				介護給付費通知 年3回 ケアプラン点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) 年3事業所程度 医療情報との突合・縦覧点検結果の確認 随時					
■事業費													
			R02年度		R03年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	140	167						
	県		支	出	金	70	83						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	154	186						
歳 入 計 (千 円)			364		436								
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)		金額 (千円)		金額 (千円)								
	10	需用費	79		90								
	11	役務費	285		346								
歳 出 計 (千 円) (A)			364		436								
伸 び 率 (%)					19.78								
備 考	総合計画58ページ 予算書284ページ												

令和 2年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R02年度	R03年度	R04年度
活動 指標	介護給付費通知	回	目標	3.00	3.00	3.00
			実績	3.00	0.00	0.00
	ケアプラン点検	事業所	目標	3.00	3.00	3.00
			実績	6.00	0.00	0.00
成果 指標	介護給付等費用適正化事業（主要5事業の実施）	事業	目標	5.00	5.00	5.00
			実績	5.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	持続可能な介護保険制度を維持するため、介護給付費の増加や介護保険料の上昇を抑制することが必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	保険者である市が担うことが妥当だが、一部事業については民間委託も可能である。
	手段の妥当性	A 妥当である	介護給付費通知は直営で実施しているが、通知書作成については業務委託の検討の余地がある。ケアプラン点検については、保険者には専門職がいないため、専門職の採用や職能団体への委託について検討の余地がある。
効率性	コストの効率性・人員効率	C 改善の余地はある	限られた人員体制で実施するための方策が必要である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	すべての介護保険サービス受給者が対象である。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	介護給付費通知は、利用者に目的が理解されにくい面があるため、費用対効果が見えにくい。ケアプラン点検については、面談形式に重点を置いているため、ケアマネジャーの理解が深まり適正なケアプラン作成に繋がる可能性が高い。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	ケアプラン点検については県アドバイザー派遣事業を活用し実施しているが、ノウハウが確立されておらず十分な取組みができていないと言いき難い。医療情報との突合等については国保連委託により実施しているが、点検結果を活かした事業者指導はできていない。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
要介護認定の適正化、介護給付費通知、住宅改修の確認は取組みができています。しかし現在の人員体制では、ケアプラン点検や医療情報との突合・縦覧点検に取り組んでいくには、事業の実施方法の見直しや職員のスキルアップが必要である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
持続可能な介護保険制度の運営には、介護給付適正化の推進は重要であることから、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーとの連携によるケアプラン点検の実施や、先進自治体での取組み事例を参考に、事業を検討・推進していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 方向性の具体的内容 介護保険利用者を適切に認定し、介護サービス事業者が、必要とするサービスをルールに従って適切に提供するように、介護給付の適正化に努めるため、本事業は重要である。	2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。
--	---